

## 自閉式上吊り引戸装置（手動開き式）

---

### 1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章10節に規定する自閉式上吊り引戸装置とし、主として身体障害者等の利用を配慮した一般庁舎等の事務室出入口、屋内用・屋外用の便所の出入口等に使用するものを対象とする。

### 2. 品質・性能等

- （1）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （2）主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （3）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

### 3. 評価名簿詳細事項

材料の適用戸質量区分、上吊り装置の区分等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

## 自閉式上吊り引戸装置（手動開き式）

### 評価内容（別紙）

項目		品質・性能			備考	
品質・性能	手動開閉力	適用者の区分 (kg)	手動開き力 (N) (初動時。扉が円滑に開くこと。)	手動閉じ力 (N) (ストッパーの開放力を含む。)		
		40以下	15以下	15以下		
		40を超え80以下	20以下	20以下		
		80を超える				
	閉じ速度の調整	車椅子が安全に通過できるよう、ストッパー（全開時または中間）または一時停止装置を持つか、自閉装置の自動閉鎖時間の調整が行えること。				
	制動区間	閉まり際（概ね 80mm～200mm）で明らかに減速し、手などを挟まれにくい安全性能を持つこと。				
	開閉繰返し	上吊り装置 振れ止め装置 自閉装置 制御装置	20万回の耐久試験で、異常（戸のがたつき、走行異常、異常音、開閉力等の品質性能が評価基準に適合しない）がないこと。			
		その他の 制御装置	2万回以上の耐久試験で、異常がないこと。			
	耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと。				
	吊車・吊ボルト・パネル接合部における引張強度	メーカーの設計強度以上であること。				
発生音	開閉操作時に、金属どうしの摩擦音などの不快音を発生しないこと。					
屋外用装置の主要材料	各装置の主要構成材は、SUS304、SUS430J1L、SUS443J1、アルミニウム製等、防錆性能を有する材料とする。					
(建具の)防火性能 [付帯性能]	[申請者の規定による。]					
(建具の)気密性能 [付帯性能]	[申請者の規定による。]					
試験方法	<p>1. 手動開閉力試験は、JIS A 1519 の「6.4 a) 開き力確認試験」、「6.4 C) 閉じ力確認試験」によるほか、別紙「手動開閉力試験・開閉繰返し試験・耐衝撃性試験の試験体について」による。</p> <p>2. 開閉繰返し試験は、JIS A 5545 の「7.1 戸車の試験」に準じる。ただし、閉については外力によらず、試験体の自閉装置および制御装置のみにより扉を開端位置から閉端位置まで作動させる試験装置にて行う。開閉繰返しの試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ 2,000mm、幅はシリーズ中最大寸法とする。適用者総質量の区分ごとに試験を行い、仕様はシリーズを代表するものとし、質量はシリーズ中最大質量のもので付属部品、装置を全て含むものとする。上吊り装置、振れ止め装置、自閉装置および制御装置は、10 万回以上の時点で 1 回のみ調整を行えるものとする。その他の制御装置は、それぞれのメーカーの耐久性能試験成績表において 2 万回以上の耐久性能が確認できる資料を提出することで、開閉繰返し試験に代えることが可能である。試験体は、別紙「手動開閉力試験・開閉繰返し試験・耐衝撃性試験の試験体について」による。</p> <p>3. 耐衝撃性試験は、JIS A 1518 に準じ、総重量 30kg の砂袋を用い、落下高さ 17cm にて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ 2,000mm、幅 900mm とする。適用者総質量の区分ごとに試験を行い、仕様はシリーズを代表するものとし、質量はシリーズ中最小のもので付属部品および装置を全て含むものとする。試験体は、別紙「手動開閉力試験・開閉繰返し試験・耐衝撃性試験の試験体について」による。</p> <p>4. 吊車・吊ボルト・パネル接合部における引張強度、せん断力、曲げ応力等は、設計強度計算書を提出する。また、設計強度計算書との比較確認のために、社内試験の試験成績書、それぞれの部材メーカーの試験成績書（例えば、ボルトのせん断力、引張強度等の試験成績書）等を、併せて提出する。</p> <p>5. 気密性能試験は、JIS A 1516 による。</p> <p>6. 吊り装置の基本構造に異なるシリーズがある場合等の試験方法については別途協議する。</p>					